

熊本県知事登録貸金業者立入検査要領

貸金業法第24条の6の10に規定する立入検査については、次により実施する。

1 検査の目的

貸金業者の法令等の遵守状況、業務の運営状況等を的確に把握し、もってその業務の適正な運営の確保及び資金需要者の利益の保護に資することを目的とする。

2 検査の方法

- (1) 検査は、原則として営業所等に臨店して行う。
- (2) 検査は、2名以上の職員をもって実施する。
- (3) 検査は、原則として登録の更新にあたる年度の前年度に行う。ただし、前回検査の指摘事項の有無や資金需要者等からの苦情相談等を鑑み、随時に行うことができる。
なお、事業主等の不在等により検査できなかった場合は、再検査又は後日電話によりヒアリングを行うものとする。

3 検査の実施

- (1) 検査計画
検査の実施に当たっては、年度当初に当該年度内の実施計画を策定する。
- (2) 検査の準備
担当者は、検査実施前に対象業者に係る登録事項、事業報告書、業務報告書による貸付残高の状況、前回立入検査の状況などを調査しておく。
- (3) 検査の予告
検査は、原則として対象業者に予告なしで行う。ただし、次の場合であって、検査の効率的な実施のためやむを得ないと認められるときは、予告のうえ行うことができる。
前回検査で特に問題のなかった業者の検査を行うとき。
同一年度内に営業所に臨店したものの、責任者の不在等により検査できなかった業者の再検査を行うとき。
- (4) 検査の告知
担当者が臨店したときは、直ちに役員又はその他の責任者に対し、立入検査証を提示し、法に基づく立入検査を行う旨を告知する。
なお、検査の拒否、妨害その他の事由により検査の実施が困難であると認められるときは、検査を中止し直ちに知事にその旨を報告し指示を受けるものとする。
- (5) 検査の内容
検査は、別紙「立入検査調査書」の項目に沿って、聞き取り及び契約内容を明らかにする書面、受取証書等の関係書類について行う。
- (6) 検査における留意事項
担当者は、次の点に留意しなければならない。

検査に当たっては、貸金業者の営業に支障を生じないように留意すること。

貸金業者の金庫等を開ける場合には、その保管の責任者 1 人以上を立ち合わせる
こと。

常に穏健・冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するよう努めること。

常に品位を保持し、県の信用を傷つけることのないよう心掛けること。

検査で知り得た業者の情報は、他に漏らさないこと。

(7) 検査終了後の処理

担当者は、検査終了後速やかに別紙「貸金業立入検査報告書」を、また、不在等により検査できなかった場合は、別紙「貸金業者外観検査調書」を作成し知事に報告する。

4 計画外の検査

資金需要者等からの苦情に関し、その内容の事実確認のため立入検査が必要と認められるときは、3 (1)で策定した計画以外に立入検査を実施する。

5 法令違反等に対する措置

検査において法令違反等の事実を確認した場合は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査時における指導

検査時に営業所の責任者等に対して口頭で指導を行うとともに、別途、文書で通知し、改善を求める。

また、改善項目の多い業者に対しては、再検査もあり得ることを伝える。

(2) 行政処分

(1)による改善指導に従わない場合には、所定の手続に従い行政処分を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 8 日から施行する。

貸金業者立入検査調査書

1 登録簿記載事項との相違の有無

(法第3、4、8、11条、令第3条、規則第1条の5、2～4、7、8条)

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|--|
| (1) 商号又は名称 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| 氏名 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| 住所 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| 通称名(登録簿と同一の表記) | ☐ 該当なし | ☐ 一致 ☐ 不一致 |
| (2) 法人の場合、役員の氏名 | ☐ 該当なし | ☐ 一致 ☐ 不一致 |
| 〃 住所 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (3) 重要な使用人の氏名 | ☐ 該当なし | ☐ 一致 ☐ 不一致 |
| 〃 住所 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (4) 未成年者の場合、法定代理人の氏名 | ☐ 該当なし | ☐ 一致 ☐ 不一致 |
| 〃 住所 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (5) 営業所又は事務所の名称 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| 〃 所在地 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (6) 貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (7) 電話番号その他の連絡先等 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (8) 業務の種類 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| 〃 方法 | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (9) 他に事業を行っているときは、その事業の種類 | ☐ 該当なし | |
| | ☐ 一致 | ☐ 不一致 |
| (10) 社内規則を整備しているか(規則第10条の6) | ☐ いる | ☐ いない |
| 改正を行っているか | ☐ いる | ☐ いない |
| 監査(自己検証)を実施しているか | ☐ いる | ☐ いない |
| (11) 組織図の有無 | ☐ あり | ☐ なし |
| (12) 指定紛争解決機関を公表しているか | ☐ いる | ☐ いない |

2 標識の掲示（法第23条、規則第20条） * 登録票は、別表1

- (1) 営業所又は事務所毎に掲示しているか ☐ いる ☐ いない
- (2) 公衆の見やすい場所に掲示しているか ☐ いる ☐ いない
- (3) 標識の掲示規格は適正か ☐ 適 ☐ 否
- (4) 標識の掲示内容の適否 ☐ 適 ☐ 掲示内容不備
- (5) インターネット上で公表しているか ☐ いる ☐ いない ☐ 準備中 ☐ 適用除外該当

3 貸付条件等の掲示（法第14条、規則第11条） * 掲示事項一覧は、別表2

- (1) 掲示の有無 ☐ 有 ☐ 無
- (2) 貸付けの種類ごとに掲示されているか ☐ いる ☐ いない
- (3) 顧客の見やすい場所に掲示しているか ☐ いる ☐ いない
- (4) 掲示内容の適否 ☐ 適 ☐ 記載内容不備
- (5) インターネット上で公表しているか ☐ いる ☐ いない ☐ 準備中 ☐ 適用除外該当

4 証明書の携帯等（法第12条の4、規則第10条の9、10条の9の2）

(1) 証明書

貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その
従業者であることを証する証明書を携帯させているか ☐ いる ☐ いない

証明書には施行規則第10条の9に定める事項を記載し、
写真を貼付しているか ☐ いる ☐ いない

○貸金業者の商号・名称又は氏名、住所 ○従業者の氏名
○登録番号（括弧書きは省略できる） ○証明書番号

(2) 従業者名簿の備付け

営業所又は事務所ごとに備え付けているか ☐ いる ☐ いない

記載事項等は適正か否か ☐ 適 ☐ 記載内容不備

○氏名、住所、従業者証明書番号
○生年月日、主たる職務内容
○主任者であるか否かの別、登録番号
○従業者となった年月日
○当該営業所等の従業者でなくなったときはその年月日
○規則第5条の7第1項第3号の貸付の業務に1年以上従事した者であるか否か

従業者数 人

最終の記載をした日から10年間保存しているか ☐ いる ☐ いない

5 貸付条件の広告等、誇大広告の禁止等（法第15、16条、規則第12条）

(1) 貸付条件の広告、勧誘を行っているか ☐ いる ☐ いない

*以下、行っている場合

(2) 誇大広告、勧誘を行っていないか ☐ いる ☐ いない

(3) 広告、勧誘内容の適否 ☐ 適 ☐ 記載内容不備
（協会員は、協会の審査を受けること）

* 記載事項一覧は、別表3

6 借入申込書（監督指針）

(1) 借入申込書を徴求しているか ☐ いる ☐ いない

- (2) 借入申込書は顧客自ら記入させているか ☐ いる ☐ いない
- (3) 借入申込書の記載内容の適否 ☐ 適 ☐ 否
(借入希望額、既往借入額、年収額等)

7 返済能力の調査（法第13条）

- (1) 借入申込者の収入、収益、保有資産、家族構成等
返済能力の調査を行っているか ☐ いる ☐ いない

適切な貸付審査を行なっているか ☐ いる ☐ いない

- (2) 指定信用情報機関に加入しているか ☐ いる ☐ いない

* 加入している場合

指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しているか ☐ いる ☐ いない

個人信用情報を指定信用情報機関に提供しているか ☐ いる ☐ いない

資金需要者等から同意書面を徴求しているか ☐ いる ☐ いない

利用目的は適切か ☐ 適 ☐ 否

- (3) 基準額超過極度方式基本契約に係る調査及び措置は適切か ☐ 該当なし
(法第13条の3、13条の4) ☐ 適 ☐ 否

- (4) 当該貸金業者合算額が50万円を超える場合又は個人顧客合算額が100万円を超える場合は、資力を明らかにする事項を記載した書面等を徴求しているか ☐ 該当なし
☐ いる ☐ いない

- (5) 調査結果を記録しているか（規則第10条の18第1項）
(契約年月日、書面等の提出を受けた年月日、資力に関する調査結果、借入状況に関する調査) ☐ いる ☐ いない

調査記録を保存しているか（規則第10条の18第2項） ☐ いる ☐ いない

- (6) 物件担保を徴求の場合（監督指針） ☐ 該当なし

当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かの調査と記録 ☐ 有 ☐ 無

当該担保物件を失うこととなった場合の物件担保提供者の具体的認識の確認と記録 ☐ 有 ☐ 無

- (7) 保証付きの貸付契約を締結する場合（監督指針） ☐ 該当なし

保証人の代位弁済が無くとも返済しうるか否かの調査と記録 ☐ 有 ☐ 無

保証人の保証債務履行能力と具体的認識の確認と記録 ☐ 有 ☐ 無

8 過剰貸付け等の禁止（法第13条の2）

(1) 個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える契約
（個人に対する貸付で年間の給与等の3分の1を超える
こととなるもの）の有無 ☐ 有 ☐ 無

(2) 除外貸付、例外貸付の適否 ☐ 該当なし ☐ 適 ☐ 否

9 契約締結前の書面の交付（法第16条の2、規則第12条の2）

* 記載事項一覧は、別表4（極度方式基本契約は別）
指定紛争解決機関の商号又は名称を追加

(1) 貸付契約の内容を説明する書面を事前に遅滞なく
交付しているか ☐ いる ☐ いない

(2) 契約締結前書面の記載内容の適否 ☐ 適 ☐ 記載内容不備
（文字の大きさは8ポイント以上）

10 貸付契約についての書面の交付（法第17条第1、2項、規則第13条）

* 記載事項一覧は、別表5（極度方式基本契約は別）
指定紛争解決機関の商号又は名称を追加

(1) 貸付契約書面の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無

(2) 貸付契約書面は契約締結時に遅滞なく交付しているか ☐ いる ☐ いない

(3) 貸付契約内容についての文書又は口頭での説明の有無 ☐ 有 ☐ 無

(4) 貸付契約書面に記載した事項のうち、重要なものとして
内閣府令で定めるもの（規則第13条）を変更したときは
書面を相手に交付しているか ☐ 該当なし
☐ 有 ☐ 無

(5) 貸付契約書面の記載内容の適否 ☐ 適 ☐ 記載内容不備
（文字の大きさは8ポイント以上）

1 1 保証契約関係書面の交付（文字の大きさは8ポイント以上） ☐ 該当なし

（1） 保証契約説明書面関係（法第16条の2第3項）

保証契約説明書面の交付

○ 保証契約の概要を記載した書面の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無

○ 保証契約の詳細を記載した書面の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無

保証契約説明書面は契約締結前に交付しているか ☐ いる ☐ いない

保証契約説明書面は法の趣旨に沿って交付しているか ☐ いる ☐ いない

* 法の趣旨

保証人となろうとする者が、あらかじめ保証契約の内容を十分理解したうえで
保証契約を締結すること

（2） 保証契約書面関係（法第17条第3項、規則第13条第6、7項）

保証契約書面の交付

○ 保証契約の内容を明らかにする書面の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無

○ 法第17条第1項に掲げる事項について、貸付契約の
内容を明らかにする書面の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無

保証契約書面は契約締結時に遅滞なく交付しているか ☐ いる ☐ いない

根保証契約において、債務者に追加融資が行われた場合
に、貸付契約の内容を明らかにする書面を、その都度、保
証人に交付しているか ☐ 該当なし
☐ いる ☐ いない

（3） 保証契約説明書面及び保証契約書面について
記載内容の適否 ☐ 適 ☐ 記載内容不備

* 記載事項一覧は、別表6

指定紛争解決機関の商号又は名称を追加

12 帳簿の備付け・閲覧（法第19条、19条の2、規則第16、17条、17条の2）

- (1) 営業所又は事務所ごとの帳簿の備付けの有無 ☐ 有 ☐ 無
- (2) 債務者ごとに帳簿に記載されているか ☐ いる ☐ いない
- (3) 交渉経過の記録は記載されているか ☐ いる ☐ いない
- (4) 貸付けの契約ごとに、最終の返済期日（又は債権の消滅した日）から少なくとも10年間保存しているか ☐ いる ☐ いない
（極度方式貸付けは別）
- (5) 債務者、保証人、その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときは、これに応じているか ☐ いる ☐ いない
また、インターネット上でも縦覧が可能か（メールでの開示を求められた場合等のデジタル対応をしているか） ☐ できる ☐ できない ☐ 準備中 ☐ 適用除外該当
- (6) 記載内容の適否 * 記載事項一覧は、別表7 ☐ 適 ☐ 記載内容不備

なお帳簿記載事項のうち、次の記載事項については、次の書面の写しを保存している場合、帳簿記載を省略できる。（極度方式基本契約は別）

○貸付契約締結時（施行規則第16条第1項第1号）

法第17条第1項第4号から第8号

→貸付契約書面（法第17条第1項の交付書面）の写し

（帳簿記載を省略できるもの）

貸付の利率 返済の方式 返済期間及び返済回数 賠償額の予定に関する内容
契約の相手方 貸金業者が受取る書面の内容 元本及び利息以外の金銭に関する
事項 利息の計算方法 各回の返済期日及び返済金額 返済期日前の返済ができる
か否か 期限の利益の喪失の定め 物的担保の内容 保証人の商号、名称又は
氏名及び住所 電話担保金融契約であるときは、その旨及び設定された質権の登
録の受付番号 従前の貸付の残高を貸付金額とする契約であるときは残高の内訳
等 割引手形の手形番号手形金額及び満期 手形の割引料等 買戻しに関する事
項 売渡目的物の内容 媒介手数料の計算方法及びその金額

○保証契約締結時（施行規則第16条第1項第3号）

法第17条第3項の事項→保証契約書面（法第17条第3項の交付書面）の写し

（帳簿記載を省略できるもの）

貸金業者の商号 名称又は氏名及び住所 保証期間 保証金額 連帯保証の有無
保証契約の種類及び効力 債務の残高の総額 保証債務の極度額等 貸付に係る
契約事項 保証期間の定めがないときはその旨 保証契約に基づく債務の弁済の
方式 保証契約の賠償額の予定に関する内容 貸金業者の登録番号 保証債務以
外の金銭に関する事項 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場
所 保証契約の期限喪失の定め 保証契約の解除事由等 保証契約年月日（貸付
契約書面と重複するものを除く。）

(7) 顧客等に関する情報管理態勢の整備を行っているか ☐ いる ☐ いない
顧客等に関する情報の漏えい事案が発生した場合に、
「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」
等の規定に基づき貸金業者が適切な対応を行っているか ☐ いる ☐ いない

(8) 顧客等のシステム障害等に対するサイバーセキュリティ
管理態勢の整備を行っているか ☐ いる ☐ いない
また、使用するシステムが外部委託先管理の場合、シス
テムリスク管理態勢の整備を行っているか ☐ いる ☐ いない

1 3 受取証書の交付（法第 1 8 条、規則第 1 5 条） * 記載事項一覧は、別表 8
（文字の大きさは 8 ポイント以上）

(1) 受取証書の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無

(2) 交付時期の適否 ☐ 適 ☐ 否

(3) 受取証書内容の適否 ☐ 適 ☐ 記載内容不備

1 4 利息、保証料等に係る制限等（法第 1 2 条の 8、令第 3 条の 2 の 2、3 条の 2 の 3）

利息（みなし利息を含む）が利息制限法第 1 条に規定する
金額を超える利息の契約を締結していないか ☐ いる ☐ いない

* 保証料がある場合、「利息 + 保証料」が利息制限法第 1 条に規定する金額を超えて
はならない

* 利息とみなされない費用

- 公租公課の支払に充てるもの
- 強制執行の費用等で公の機関に支払うもの
- 現金自動支払機等の使用料
- カード再発行手数料
- 債務者に交付された書面の再発行手数料
- 債務者が弁済期に弁済できなかった場合の口座振込手続きに要する費用

平成 2 2 年 6 月 1 7 日までの契約に基づいた
利息の徴収は年 29.2 % 以内か ☐ 以内 ☐ 超過

うるう年の日割り計算は適切か ☐ 適 ☐ 否

金利計算の方法は登録どおりか ☐ 一致 ☐ 不一致

金利の表示方法 ☐ 日歩 ☐ 月利 ☐ 年利

1 5 取立て行為の規制（法第 2 1 条、規則第 1 9 条）

(1) 支払いを催告する書面や電磁的記録を送付する際に
必要な記載事項 ☐ 適 ☐ 記載内容不備

(2) 取立てをする者の身分を明らかにしているか ☐ いる ☐ いない

1 6 債権証書の返還（法第22条）

貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた
場合、遅滞なく、債権証書を弁済した者に返還しているか ☐ いる ☐ いない

1 7 債権譲渡等の規制（法第24条、規則第21～26条）

(1) 債権譲渡を行っているか ☐ いる ☐ いない

* 行っている場合

債権譲渡先に書面による適切な通知を行っているか ☐ いる ☐ いない

(2) 債権譲渡を受けているか ☐ いる ☐ いない

* 受けている場合

遅滞なく、債権の内容を明らかにする適切な書面を
債務者に交付しているか ☐ いる ☐ いない

1 8 保証等に係る求償権等の行使の規制
（法第24条の2、規則第26条の2～26条の6）

(1) 保証業者と保証契約を締結しているか ☐ いる ☐ いない

* 締結している場合

保証業者に対し書面による適切な通知を行っているか ☐ いる ☐ いない

(2) 保証業者との保証契約の締結
（法第12条の8第6～9項、規則第10条の12～10条の14）

保証業者と保証契約を締結するときは、あらかじめ
保証業者へ次の事項を確認しなければならない

○ 当該貸付に係る契約の相手方又は相手方となろうとする者
の間における保証料に係る締結の有無を確認しているか ☐ いる ☐ いない

○ 当該保証料の額を確認しているか ☐ いる ☐ いない

前記の確認の記録を作成し、これを保存しているか ☐ いる ☐ いない

19 禁止事項等

☐ 該当なし

(1) 名義貸しの有無（法第12条）

自己の名義をもって他人に貸金業を営ませていないか

☐ いる ☐ いない

(2) 貸付契約の締結に際して、次の行為を行っていないか

白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること

☐ 有 ☐ 無

白地手形及び白地小切手を徴求すること

☐ 有 ☐ 無

クレジットカードを担保として徴求すること

☐ 有 ☐ 無

貸付けの金額に比し、過大な担保を徴求すること

☐ 有 ☐ 無

印鑑、預貯金通帳、証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること

☐ 有 ☐ 無

借入申込書等に年収、資産使途、家計状況等の重要な事項について虚偽内容を記入するなど虚偽申告を勧めること

☐ 有 ☐ 無

(3) 特定公正証書に係る制限（法第20条、規則第18条）

☐ 該当なし

特定公正証書の作成に関する規制

○ 債権者等から公正証書作成に係る嘱託委任状を取得していないか

☐ いる ☐ いない

○ 債務者等が代理人に委任する場合に選任に関し推薦その他これに類する関与をしていないか

☐ いる ☐ いない

特定公正証書作成の際の説明事項

債務不履行の場合は、直ちに強制執行に服することとなる旨、訴訟の提起を行わず債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨の説明をしているか

☐ いる ☐ いない

(4) 生命保険契約の締結に係る制限

☐ 該当なし

（法第12条の7、規則第10条の10）

貸付契約の相手方又は相手になろうとする者の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合

自殺による死亡を保険事故としていないか

☐ いる ☐ いない

締結前に事前に書面を交付しているか（法第16条の3）

☐ いる ☐ いない

(5) 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限(法第20条の2)

公的給付から弁済を受けることを目的として、受給権者の
預金通帳等の引渡し、提供を求めたり、保管していないか ☐ いる ☐ いない

公的給付から弁済を受けることを目的として、口座振替を
求めているか ☐ いる ☐ いない

(6) 取立て行為の規制(法第21条、規則第19条)

禁止行為に該当していないか ☐ いる ☐ いない

- 午後9時から午前8時までの間に取立てを行うことを禁止
- 債務者等から返済をする時期や連絡をとる時期等について申し出があった場合に、
「正当な理由」なく取立てを行うことを禁止
- 取立てを行うに当たって、居宅以外の場所を訪問したり電話をかけたりしてはならない
- 債務者等の居宅やその他の場所を訪問した際に、債務者等から退去要請を受けた場合には退去しなければならない
- いかなる方法であるかを問わず、債務者等のプライバシーを第三者に明らかにしてはならない
- 債務者等に対して第三者から調達することを要求することを一切禁止
- 債務者等以外の者に対して債務の弁済を要求することを一切禁止
- 第三者が取立てに関する協力を拒否している場合に、さらに協力を求めることを禁止
- 債務の処理を弁護士や司法書士に委託した場合などにおいて、一定の要件に該当した場合には、債務の弁済を要求することを禁止
- 債務者等に対し、上記に掲げる言動をすることを告げることを禁止

(7) 受託弁済に係る求償権等の行使の規制
(法第24条の3、規則第26条の7～26条の11)

貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託しているか ☐ いる ☐ いない

* 委託している場合

受託者に対し書面による適切な通知を行っているか ☐ いる ☐ いない

(8) 出資法関係(第4条) ☐ 該当なし

媒介手数料は貸借の金額の5/100以内か ☐ 以内 ☐ 超過

(9) 物価統制令関係(抱合せ等の禁止)

負担付契約の有無(第12条) ☐ 有 ☐ 無

別表 1

貸金業者登録票

	← 30 (6) cm 以上 →	
↑ 2 5 ↓ (5) cm 以 上 ↓	貸金業者登録票	
	登録番号	熊本県知事 () 第 号
	登録有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日
	(貸金業者の商号、名称又は氏名)	

- * 1 縦横サイズの () は営業所等が設備 (現金自動設備など) である場合の大きさである。
- 2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
- 3 貸金業協会会員である場合は、会員番号を商号、名称又は氏名の下に掲載することができる。
- 4 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を (代理人 氏名) と記載すること

別表 2

貸付条件の揭示事項

貸付けの区分 \ 揭示事項	貸付けの利率	返済の方法	返済期間及び返済回数	貸金業務取扱主任者の氏名	賠償額の元本に対する割合	担保に関する事項	主な返済例	媒介手数料の計算方法
金銭の貸付け (手形割引・売渡担保を含む)	○	○	○	○	○	○	○	
金銭の貸借の媒介 (手形割引・売渡担保を含む)	○	○	○	○				○

*利率については、次のことが義務付けられている。

- 1 実質年率で表示すること
- 2 百分率で、少なくとも小数点以下第 1 位まで表示すること
ただし、手形割引及びその媒介については、貸付けの利率として割引率を表示することができる。

別表 3

貸付条件の広告記載事項

貸付けの区分 \ 記載事項		貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号	貸付けの利率	返済の方式並びに返済期間及び返済回数	賠償額の元本に対する割合	担保が必要な場合の担保に関する事項	媒介手数料の計算方法	貸金業者登録簿に登録された電話番号
金銭の貸付け	証書貸付 手形貸付	○	○	○	○	○		○
	手形割引 売渡担保	○	○					○
金銭の貸借の媒介 (手形割引・売渡担保を含む)		○	○				○	○

*利率については、次のことが義務付けられている。

- 1 実質年率で表示すること
- 2 百分率で、少なくとも小数点以下第 1 位まで表示すること
ただし、手形割引及びその媒介については、貸付けの利率として割引率を表示することができる。

別表 4

契約締結前書面の記載事項（極度方式基本契約は別）

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け	手形の割引	売 渡 保 担	貸借の媒介
16条の2		貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
16条の2		貸付けの金額	○	○	○	○
16条の2		貸付けの利率	○	○	○	○
16条の2		返済の方式	○	○	○	○
16条の2		返済期間及び返済回数	○	○	○	○
16条の2		賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
16条の2	12の2 イ	貸金業者の登録番号	○	○	○	○
	12の2 ロ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○		○	
	12の2 ハ	契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容	○			
	12の2 ニ	利息の計算の方法	○	○	○	
	12の2 ホ	返済の方法及び返済を受ける場所	○			
	12の2 ヘ	各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○		○	○
	12の2 ト	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
	12の3 チ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	○	○	○	○
	12の2 リ	将来支払う返済金額の合計額	○		○	
	12の2 ヌ	指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
	12の2 ロ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		○		
	12の2 ロ	買戻しに関する事項			○	
	12の2	媒介手数料の計算の方法及びその金額				○

* 「12の2」は施行規則第12条の2

別表5

貸付契約書面の記載事項（極度方式基本契約は別）

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け	手形の割引	売 渡 保 担	貸借の媒介
17条	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
17条	契約年月日		○	○	○	○
17条	貸付けの金額		○	○	○	○
17条	貸付けの利率		○	○	○	○
17条	返済の方式		○	○	○	○
17条	返済期間及び返済回数		○	○	○	○
17条	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容		○	○	○	○
17条	13 イ 貸金業者の登録番号		○	○	○	○
	13 ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
	13 ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	○	○	○
	13 ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○		○	
	13 ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容		○			
	13 ヘ 利息の計算の方法		○	○	○	
	13 ト 返済の方法及び返済を受ける場所		○			
	13 チ 各回の返済期日及び返済金額		○		○	○
	13 リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容		○	○	○	○
	13 ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容		○	○	○	○
	13 ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容		○	○	○	○
	13 ャ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所		○	○	○	○
	13 ワ 当該契約が出資法附則第14項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び質権の登録の受付番号		○			
	13 カ 従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳及び当該貸付けの契約を特定し得る事項		○			
	13 ヨ 貸付利率が利息制限法に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払義務を負わない旨		○			○
	13 タ 将来支払う返済金額の合計額		○		○	
	13 レ 日賦貸金業者である場合は、法第14条第5号に掲げる事項 *2		○			
	13 ソ 指定紛争解決機関の商号又は名称		○	○	○	○
	13 ロ 割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期			○		
	13 ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項			○		
	13 ロ 買戻しに関する事項				○	
	13 ハ 売渡目的物の内容				○	
	13 媒介手数料の計算の方法及びその金額					○

*1 「13」は施行規則第13条

2 法第14条第5号に掲げる事項

日賦貸金業者（出資法の一部を改正する法律(昭和58年法律第33号)附則第9項に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その旨、同項に規定する業務の方法及び日賦貸金業者は同項規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営むことができない旨

別表6

保証契約記載事項

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け		手形の割引		売渡担保		貸借の媒介	
16条の2-3-1	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所		○	●	○	●	○	●	○	●
16条の2-3-2	保証期間		○	●	○	●	○	●	○	●
16条の2-3-3	保証金額		○	●	○	●	○	●	○	●
16条の2	4-1イ 保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)			●		●		●		●
	4-1ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額			●		●		●		●
	4-1ハ 保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ)その他の保証人が負担する債務の範囲		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1ニ 貸付けに係る契約の契約年月日		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1ヌ 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		○	●			○	●		
	4-1ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法		○	●	○	●	○	●		
	4-1ヲ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額		○	●			○	●	○	●
	4-1ワ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1ヨ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-1タ 法第16条の2第3項第2号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨		○	●	○	●	○	●	○	●
	4-2ニ 割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期				○	●				
	4-2ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項				○	●				
	4-3ニ 買戻しに関する事項						○	●		
	4-3ホ 売渡目的物の内容						○	●		
	4-4ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額								○	●
16条の2-3-5	保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、その旨		○	●	○	●	○	●	○	●
16条の2	6-1 保証契約に基づく債務の弁済の方式		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-2 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-3 貸金業者の登録番号		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-4 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-5 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-6 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-7 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-8 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-9 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-10 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日		○	●	○	●	○	●	○	●
16条の6	6-11 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨		○	●	○	●	○	●	○	●
	6-12 貸付の利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超える部分について支払う義務を負わない旨		○	●					○	
	6-13 日賦貸金業者である場合にあっては、法第14条第5号に掲げる事項			●						
	6-14 指定紛争解決機関の商号又は名称		○	●	○	●	○	●	○	●

* 1 保証の種類(連帯保証、根保証等)及びその効力(根保証の場合における極度額の説明を含む)については、わかりやすく記載すること

- 2 →保証契約の概要を記載した書面の交付の場合に必要
- 3 ○→保証契約の詳細を記載した書面の交付の場合に必要
- 4 ●→保証契約書面（法第 17 条第 3 項関係）の交付の場合に必要
- 5 「 」は施行規則第 12 条の 2

別表7 帳簿の記載事項

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け	手形の割引	売 渡 担 保	貸借の媒介
法 19 条	契約年月日		○	○	○	○
法 19 条	貸付けの金額		○	○	○	○
法 19 条	受領金額（弁済受領額）		○	○	○	○
規則 16	債務者等との交渉の記録		○	○	○	○

- 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき
（規則第16条第1項第4号）

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け	手形の割引	売 渡 担 保	貸借の媒介
各回の弁済に係る受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額			○	○	○	
受領年月日			○	○	○	○
当該弁済後の残存債務の額			○	○	○	

- 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したとき
（規則第16条第1項第5号）

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け	手形の割引	売 渡 担 保	貸借の媒介
弁済以外の事由及び年月日並びに残存債権の額			○	○	○	○

- 貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したとき（規則第16条第1項第6号）

記 載 事 項		契約区分	金銭の貸付け	手形の割引	売 渡 担 保	貸借の媒介
その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額			○	○	○	○

別表8 受取証書の記載事項

記 載 事 項		区 分	弁済時 （媒介手数料の 受領時を含む）	貸付契約を契約 番号等で明示す る場合
貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所			○	○
契約年月日			○	○
貸付けの金額（保証契約に係る貸付けの金額）			○	○
受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額			○	○
受領年月日			○	○
弁済を受けた旨を示す文字			○	○
貸金業者の登録番号			○	
債務者の商号、名称又は氏名			○	
債務者以外の者が債務の弁済をした場合は、その者の商号、名称又は氏名			○	○
当該弁済後の残存債務の額（媒介手数料は除く）			○	○

* 預（貯）金口座振込は、弁済者の請求があった場合のみ交付が必要